

新潟県条例第46号

新潟県歯科保健推進条例の一部を改正する条例

新潟県歯科保健推進条例（平成20年新潟県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加え、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等並びに追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策をはじめとする県民の健康づくりに果たす役割の重要性に鑑み、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県民の歯・口腔の健康に関する格差の解消等を図り、もって県民の健康づくりに寄与し、県民の健康水準を向上させることを目的とする。 （基本理念） 第2条 歯・口腔の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周病等の歯・口腔疾患の予防に取り組むとともに、歯科疾患が重症化しやすく、かつ、口腔の機能に問題を抱えることが多い障害を有する者、介護を必要とする者等をはじめ、県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるよう、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りながら、生涯にわたり歯・口腔の健康を維持増進できる環境が整備されることを旨として行われなければならない。 2 歯・口腔の健康づくりは、県民一人ひとりがその日常生活の中で関心と理解を深め、積極的に取り組むことが日常生活の中で習慣化され、将来の世代に伝えられることを旨として行われなければならない。 （市町村の役割） 第4条 市町村は、第2条に規定する基本理念を踏	（目的） 第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策をはじめとする県民の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県民の歯・口腔の健康に関する格差の解消を図り、もって県民の健康づくりに寄与し、県民の健康水準を向上させることを目的とする。 （基本理念） 第2条 歯・口腔の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周病等の歯・口腔疾患の予防に取り組むとともに、歯科疾患が重症化しやすく、かつ、口腔の機能に問題を抱えることが多い障害を有する者、介護を必要とする者等をはじめ、県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるよう、生涯にわたり歯・口腔の健康を維持増進できる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。 （市町村の役割） 第4条 市町村は、第2条に規定する基本理念を踏

まえ、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する法令に基づき、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

第5条 （略）

（事業者及び医療保険者の役割）

第6条 事業者は、第2条に規定する基本理念のとおり、県内の事業所で雇用する従業員が、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等の歯・口腔^{くう}の健康づくりの機会の確保に努めるものとする。

2 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、第2条に規定する基本理念の^{くう}とおり、県内の被保険者が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔疾患^{くう}の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等の歯・口腔^{くう}の健康づくりの機会の確保に努めるものとする。

第7条 （略）

（財政上の措置）

第8条 県は、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県歯科保健計画）

第9条 （略）

2・3 （略）

4 県歯科保健計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔保健^{くう}の推進に関する基本的事項を勘案するとともに、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第

まえ、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する法令に基づき、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

第5条 （略）

（財政上の措置）

第7条 県は、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県歯科保健計画）

第8条 （略）

2・3 （略）

4 県歯科保健計画の策定に当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画その他の県が策定する健康づくりに関する計画との調和及び連携に配

205号)に基づく医療計画その他の県が策定する保健、医療又は社会福祉に関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。 5～7 (略) 第10条 (略) (基本的施策の実施) 第11条 知事及び県教育委員会は、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築並びに歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する知識等の普及啓発に関すること。 (2) 県民が定期的に歯科健診を受けること等の勸奨その他の必要な施策に関すること。 (3) (略) (4) (略) (5) 市町村長、市町村教育委員会及び関係者が行う学校保健安全法(昭和33年法律第56号)、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等に基づく歯・口腔^{くわう}に関する外傷及び障害等の防止及びこれらの軽減を図るための対策等の推進に関すること。 (6) 障害を有する者、介護を必要とする者等に対する定期的な歯科健診又は歯科診療等の適切な歯・口腔^{くわう}の健康づくりの確保及び推進に関すること。 (7) 児童虐待及び高齢者虐待の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること。 (8) (略) (9) (略) (10) 歯科口腔保健法第15条に規定する口腔保健^{くわう}支援センターの設置の推進に関すること。 (11) (略) 2 (略) 第12条 (略) (にいがた健口文化推進月間)	慮するものとする。 5～7 (略) 第9条 (略) (基本的施策の実施) 第10条 知事及び県教育委員会は、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築に関すること。 (2) (略) (3) (略) (4) 障害を有する者、介護を必要とする者等に対する適切な歯・口腔^{くわう}の健康づくりの確保及び推進に関すること。 (5) (略) (6) (略) (7) (略) 2 (略) 第11条 (略)
--	---

第13条 第2条の基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりの習慣化を図り、これを将来の世代に伝えていくため、にいがた健口文化推進月間を設ける。

2 にいがた健口文化推進月間は、11月1日から11月30日までとする。

(公表)

第14条 知事及び県教育委員会は、毎年度、第11条に規定する基本的施策その他の歯・口腔の健康づくりの推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。